

令和5年 第11回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和5年7月13日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和5年7月13日

## 東京都教育委員会第111回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第53号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第54号議案及び第55号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 令和5年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）の答申について

～教科書調査研究資料及び令和6年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について～

(2) 中学校英語スピーキングテスト次期事業者について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人 (欠 席)
委 員	新 井 紀 子 (欠 席)
委 員	宮 原 京 子

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	浜 佳 葉 子
次長	田 中 愛 子
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	山 田 則 人
都立学校教育部長	村 西 紀 章
指導部長	小 寺 康 裕
グローバル人材育成部長	瀧 沢 佳 宏
人事部長	吉 村 美 貴 子
(書 記) 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和5年第11回定例会を開会します。

本日は、北村委員及び新井委員から所用により御欠席と御連絡を頂いています。

本日は、朝日新聞社ほか7社からの取材と、3名の傍聴の申込みがありました。また、朝日新聞社ほか7社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可します。入室してください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願いします。

## 前々回の議事録

【教育長】 6月8日の令和5年第9回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、6月8日の令和5年第9回定例会議事録については御承認を頂きました。

6月22日の令和5年第10回定例会議事録を配布していますので、御覧いただき、次

回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第54号議案及び第55号議案並びに報告事項（3）につきましては、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第53号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第53号議案「東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 それでは、私から第53号議案、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

まず、「1 改正内容」です。令和4年2月に策定しました「Society 5.0を支える工業高校の実現に向けた戦略プロジェクト Next Kogyo ST ART Project」に基づきまして、工業系学科等のアップデートを行うものです。都立科学技術高等学校、都立中野工科高等学校、都立杉並工科高等学校、都立北豊島工科高等学校の4校につきまして、学科の改編を実施します。この学科の改編は、令和6年度入学生からを予定していますので、表下部のただし書きのとおり、従前の学科につきましては現に在学している生徒が在学しなくなるまでの間は、なお存続する旨の規則を定めています。

それでは、各校の学科の改編の概要について説明します。2ページを御覧ください。都立科学技術高等学校における概要についてです。都立科学技術高等学校では、科学技術科の一部を改編して、新たに創造理数科を設置します。

3ページを御覧ください。都立中野工科高等学校です。キャリア技術科を、食品加工と工業化学を連携させ、食を考える学習を強化する食品サイエンス科に新たに改編

します。

次に4ページを御覧ください。都立杉並工科高等学校における概要です。これまでの機械科、電子科及び理工環境科を、IT教育等を実践し、進学も見据えて環境に関わる素養を持ったIT人材を育成するIT・環境科に改編します。次に、都立北豊島工科高等学校です。これまでの総合技術科を、首都東京の防災という観点から教育内容を総合的に充実させる都市防災技術科に新たに改編します。

恐れ入ります。資料の1ページにお戻りください。「2 施行期日」ですが、公布の日から施行したいと思います。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 今回のこの改編については、在学している生徒にはいつ頃周知されるのかということと、もし周知されましたら、生徒の声や反応を教えてください。

【都立学校教育部長】 令和4年2月に「Next Kogyo START Project」が発表になり、実はもう既に昨年、6年度入学者、来年2月の入学者選抜が変わっていきますので、学校、また都民に対しても周知を実施しています。反応ですが、在学生については、新しく学科改編になっても自分が入学してきた学科は卒業するまで残ることなので、その部分については安心だということと、今、新しい学科改編について広報等をしたところ、やはりITや先端の分野で工業科が今までの工業ではない先端的な形に変わるということで、期待も大きいところです。

【秋山委員】 新しいイメージになっているので、私も期待しています。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。秋山委員と同じように、私も大変期待しているのですが、二つ質問があります。一つは、全体としての募集人員に何か大きな変更があるのかが一つと、それから、周知活動をされてきたということですが、具体的な入試も迫りますので、現在の中学生にどのような周知活動をする、若しくは説明会等をされているかもしれませんけれども、どのような学生を期待する

かということについても、どのように中学校と連携しているのかを教えてください。

【都立学校教育部長】 まず、都立高校の募集人員につきましては、来年の3月の中学校3年生の卒業生全体の見込みと、それを都立と私学でどう受け皿をつくっていくかといった全体の就学計画が、例年ですと大体9月に決まる形になります。それを受けて定員が正式にこの10月に定まっていきます。ただ、例年、今回も含めてこの定員についてはあまり大きな変動はないと現時点では考えています。

続きまして、周知ですけれども、まさしく、せつかく学科改編をして教育内容を良くしても、それを中学生にいかに分かりやすくしっかりと伝えていくかは重要です。それと、我々こういった新しい学科改編をして、新しい取組をする時には、各区市町村の中学校の校長先生の中で進路指導担当という校長先生がいて、進路指導担当校長会がありますので、そういったところに積極的に既に情報を提供していますし、また学校説明会等でも力を入れて周知をしていきたいと考えているところです。

【宮原委員】 いわゆるオープンキャンパス的なことは何か考えていますか。

【都立学校教育部長】 都立学校も、正にこの夏休みから、まず各学校で夏休み中3回か4回施設見学会を実施します。夏の施設見学会から、秋には更に学校説明会という形で実施しまして、いわゆる大学と同じようなオープンキャンパス的な取組を現在実施していますので、今回はそれに向けてしっかりとアピールしていきたいと考えています。

【教育長】 山口委員、お願いします。

【山口委員】 大変魅力的なというか、これからの時代に合った名称になってきたなと思いますが、一方で、これの英語表記はもう作ってありますか。よくあるのは、日本語だと並びが良くて、このような感じだなとなりますが、これが英語になるとうまく表現できなかったりということがあるので、東京都あるいは都立学校は海外との提携や交流もしていますので、そういったところも検討された上でのという感じでしょうか。

【都立学校教育部長】 以前もこの学科改編や名称変更の時には、グローバル人材育成という形で打ち出しますので、英語表記でもある意味ネイティブ的なニュアンスはきちんと伝わるようにという御指摘を受けていますので、その部分も含めてこの名

称を定めています。例えば、英語表記は既に決まっています、科学技術高校の創造理数科でありますと、「Department of Innovative Science and Math」という形で、そのニュアンスがしっかり伝わるような英語表記も含めた検討をした結果となっています。

【教育長】 今、手元に他の学科もありますか。

【都立学校教育部長】 あります。

【教育長】 御紹介を。

【都立学校教育部長】 中野工科高校の食品サイエンス科につきましては、「Department of Food Science and Technology」です。杉並工科高校のIT・環境科は、「Department of Information Technology and Environmental Science」、北豊島工科高校の都市防災技術科は「Department of Urban Disaster Management and Prevention Technology」です。

【教育長】 他に御発言ありませんか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 今回の制定と違いますが、都立の通信制の希望が増えているのではないかと聞きました。定数などで、通信制に通えないようなことが起きていないかどうか心配なのですけれども、現状はどうなのでしょう。

【都立学校教育部長】 通信制につきましては、令和4年度と比べてこの5年度入学者選抜で若干増えていますが、通信制全体では希望する方が入れないという状況には都立の通信制はなっていないということです。ただ、都立は今そういう状況ですが、私立のいわゆる広域通信制といわれている部分につきましては、かなり応募者が増えています。様々な要因があるかと思いますが、そのような状況になっています。

【教育長】 他に御発言ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。――〈異議なし〉――では、本件につきましては原案のとおり御承認を頂きました。

## 報 告

(1) 令和5年度東京都教科用図書選定審議会(第3回)の答申について

～教科書調査研究資料及び令和6年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～

**【教育長】** 次に報告事項(1)「令和5年度東京都教科用図書選定審議会(第3回)の答申について～教科書調査研究資料及び令和6年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～」の説明を、指導部長、お願いします。

**【指導部長】** それでは、来年度使用する義務教育諸学校の教科書について、去る6月29日の第3回審議会で答申を頂きましたので報告します。

資料の1ページを御覧ください。

記書きですが、1から3まではそれぞれの資料が適切であると認めるという趣旨、また4につきましては、都教育委員会はこれらの資料を採択に当たっての資料とし、適正な採択を行うことという内容です。

続いて2ページを御覧ください。資料の概要です。1の(1)都立小学校用調査研究資料ですが、教科の「家庭」につきましては、5年生から使用する教科書として、都立小学校において、来年度は3年生までしか在籍していないことから、今年度は採択しないため、調査研究は行っていません。一方、英語は一般的には5年生から使用する教科書ですが、都立小学校においては特別な教育課程を編成して、3年生から前倒しして使用することから、今年度採択することになるため、こちらについては調査研究を行っています。

(2)の都立特別支援学校(小学部)用教科書調査研究資料は、児童の障害の状態や特性等を考慮し調査研究を行いまとめた資料です。2の「教科書採択資料」につきましては、今年度都教育委員会において採択していただく教科書に関し、その種類や採択方法ごとに分けて作成した資料についてお示ししています。

それでは、各資料の抜粋版を御覧いただきながら説明させていただきます。なお、この後ページ数を申し上げますが、下段のPDFに印字されているページ数でおしをします。また、説明の途中で実際の教科書をモニターに映し出させていただきますので、前方を御覧いただければと思います。

それでは、資料1 都立小学校の調査研究資料です。今回は英語をメインにして説明をさせていただきます。72ページを御覧ください。都立小学校の英語科につきましては、都立小中高一貫教育校教育要領、そして教育課程に係る基本方針に基づいて調査項目を設定し、調査研究を行いました。中ほどの「3 教科書の調査研究」を御覧ください。調査研究項目は、英語表記の小文字のa、b、cについて、それぞれがどのように扱われているかを質的に調査し、次の73ページの別紙1にまとめています。例えばaの項目につきましては、都立小学校の英語科の目標において、英語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、コミュニケーション能力を育成するとあることから、これらの活動について領域別に整理をしています。

それでは、モニターを御覧いただけますでしょうか。例えば、これはある発行者の教科書ですが、一人1台端末を利用して、日本の魅力を紹介する活動を設定しています。活動を通して、聞くことや話すことの発表ができるように工夫しています。また、別の教科書ですが、見たいものや食べたいものを伝え合う活動を設定しています。右上の二次元コードから動画を視聴して内容を聞き取り、それについて話したりすることができるようになっています。また、別の教科書では、レストランで料理を注文する活動を設定しています。右上の二次元コードから動画を視聴して、注文の内容を聞き取ったり、店員と客になって注文し合ったりすることができるように工夫をしています。

それではタブレットにお戻りいただきまして、74ページ、別紙2を御覧ください。英語につきましては、文部科学省よりデジタル教科書の見本版が提供されています。各教科書発行者とも一つの单元だけが切り取って提供されています。文科省の通知では、「調査・検討の対象は紙の教科書が基本であるが、小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができる」

とされていますので、そうした視点から調査を行いました。調査項目としては、お示ししている小文字の a から e の有無について調査をしました。例えば「b 音声機能」では、教科書の本文や活動例、歌などの音声を聞くことが可能かを調査しています。一番右の備考欄につきましては、その他の機能があった場合にその機能を掲載しています。

次に資料 2 都立特別支援学校小学部の調査研究資料について説明します。

同様に英語を例に説明させていただきます。資料 2 の 63 ページを御覧ください。表の上段には聴覚障害特別支援学校、肢体不自由・病弱特別支援学校それぞれについて児童の実態を記載しています。都立特別支援学校では、障害種ごとに教科書を採択しますので、各教科・種目において障害種ごとに調査研究を行いました。こちらの表では、教科書の内容の取扱いや構成上の工夫について、それぞれの障害の状態等を踏まえた調査研究の観点を一覧にまとめています。なお、視覚障害特別支援学校につきましては、文部科学省が教科・種目ごとに一者を選んで点字教科書を発行するものがあり、これを使用します。ここでは点字教科書が発行されない教科・種目の教科書のみ調査研究を行いました。

それでは、肢体不自由・病弱特別支援学校をメインに具体的に説明をします。66 ページを御覧ください。こちらでは、表の中段に記載しています「障害のある児童が興味・関心を持って取り組むことができる単元等について」のうち、「②肢体不自由・病弱の理解に関わる記述があるもの」について、実際に教科書を御覧いただきながら説明をします。では、改めてモニターを御覧いただきたいと思います。これはある発行者の教科書ですが、ページの上に、「みんなでできるスポーツの例」として、ボッチャの写真が掲載されており、肢体不自由の児童にとっても興味・関心を持ちやすい内容となっています。また、別の教科書では、車椅子に乗った児童が学習に取り組んでいるイラストが、左側のページの下にある公園の絵、それから右側のページの下にある教室の絵の中でも確認できると思います。また別の教科書では、ページの中段以降に、「町で見かけるユニバーサルデザインの例」として、車椅子の利用者が使いやすい自動販売機の写真があり、児童にとって興味・関心を持ちやすい内容となっています。

それではタブレットにお戻りください。資料3「令和6年度使用教科書の採択について」です。こちらは来年度、都立の義務教育諸学校で使用する教科書について、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の3種類に分け、一つにまとめたものです。

次に資料4です。都立小学校の採択資料です。都教育委員会が実際に教科書を採択する際に使用する資料として、先ほど説明しました都立小学校の調査研究資料と、前回この定例会で説明しました調査研究資料から、主要な項目をまとめたものです。

最後に資料5 都立特別支援学校小学部の採択資料です。こちらも前回と今回説明した調査研究資料の中から主要な項目をまとめたものです。

なお、資料の46ページから47ページを御覧いただけますでしょうか。障害のある生徒が興味・関心を持って取り組むことができる教材等について、それから障害への配慮を要する内容等について、該当する箇所の数値を比較しやすいように、その多寡について星印で表現をしています。ただ、この星印の表記が教科書の優劣を評価・判断したものではないということを御理解いただければと思います。

報告は以上です。よろしく御意見を賜りたいと思います。

**【教育長】** ただいま説明に対しまして、御質問・御意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、御発言がありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

## (2) 中学校英語スピーキングテスト次期事業者について

**【教育長】** 次に報告事項(2)「中学校英語スピーキングテスト次期事業者について」の説明を、グローバル人材育成部長、お願いします。

**【グローバル人材育成部長】** 私から、中学校英語スピーキングテストの次期事業者について報告します。

まず、資料にあります、一番最初ですけれども、次期の協定の概要について、協定の期間は合計で6年間となります。事業者の選定に当たりましては、中学校英語スピー

ーキングテスト募集要項に基づく審査委員会を設置しまして、審査を行いました。

その結果、公益活動組織として、英国で登録されている公共機関であり、世界規模で英語の資格検定試験の実績のあります、ブリティッシュ・カウンシルを最優秀事業者として決定しました。今後、基本協定その1を、また今月の下旬から8月の上旬を目途にしまして、基本協定その2及び今年度の実施に関わる実施協定を、それぞれ締結する予定です。

なお、今年度の第3学年を対象とするESAT-Jは、現在の協定に基づいて実施をします。中学校第1学年及び第2学年を対象とするESAT-JのPre 1、それからPre 2と呼んでいますが、こちらにつきましては新しいこちらの協定に基づいて実施をします。令和6年度から10年度までの間は、第1学年から第3学年まで全ての学年において新しいこの協定に基づく実施となります。

それでは、次に別紙を見ていただきまして、事業者の選定に当たりまして、審査委員会が取りまとめた講評について説明をします。1には、審査結果について決定までの経過を掲載しています。2ですが、審査の講評となっておりまして、順番に、まず(1)提案が優れている点としまして、事業目的の理解、問題作成や採点・評価における信頼性、受験者の意欲向上や学習改善に向けた具体的な計画、事業の効果を最大限に発揮させるための方策の4点が挙げられています。

続いて2番、本事業を進めていく上での注意点としまして、適切な機器の使用、中1・中2の実施方法について都教育委員会との十分な協議、運営上の安定性あるいは安全性を担保するための実施体制やリスク回避策、協力会社との共同実施に当たっての責任の所在及び意思決定手続の明確化及び確実な実施体制の構築、そして適切な収支計画に基づく運営の5点を挙げています。

そして、最後に(3)総合的な評価としまして、世界規模で実施している資格検定試験の実績により、問題作成や採点・評価において安定的な試験運営を実現できる基盤が整っていること、タブレット端末等の使用機材を準備することが可能であり、安定的・継続的な事業の運営が可能であること、東京都教育委員会が推進する英語教育の理念を共有し、実施に向けた強い熱意を有していること、この3点について高く評価したことを明記し、事業者への期待を含めてまとめたものになっています。

続いて、別紙の2はこの審査委員会の委員を表記しています。

最後になりますが、ブリティッシュ・カウンシルより次のようなコメントを受けていますので紹介します。「私たちは、若い方々が国際的に活躍し、国際社会に参加していくために使える英語力と自信を身に付け、人とのつながりを築く機会をつくっていくというミッションを東京都と共有することができ大変うれしく思っています。英国が培ってきた英語教育の専門知識と経験を生かし、東京都とパートナーシップを組んで、今後6年間英語教育の発展に尽力してまいります」ということです。

報告は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいま説明に対しまして、御質問・御意見がありましたらお願いします。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。ブリティッシュ・カウンシルさんということで、そこについては特に異論はありません。しっかりとした検定試験をされているところですので、大変期待しているところです。この新しいパートナーの業者さんからも、東京都教育委員会としてもたくさん学ぶところがあると思います。特に中学生の英語教育をどういった観点でやっていけばいいのかということについては、先方も大変知見のおありになる団体だと思しますので、こちら側の要請もいろいろあると思いますけれども、是非業者さんからも積極的に学んでいただいて、今のやり方でもし不都合があれば、どんどん将来にわたって改善できるようなパートナーシップが組めればと思うので、大変期待しています。

【教育長】 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

## 参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月27日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、7月27日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては、7月27日に開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉

---

日程そのほか、何かありますでしょうか。

よろしければ、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時32分)